一方、金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野をいう。）における事業者（以下「金融機関」という。）は、番号法、「所得税法」（昭和40年法律第33号）等の規定により、税及び災害対策の分野において、顧客の個人番号を取り扱う事務も行うこととなる。

「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、事業者ガイドラインの別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

本別冊ガイドラインは、事業者ガイドラインの「第４　各論」に相当する部分を構成するものであり、「第１　はじめに」から「第３　総論」までについては、事業者ガイドラインを参照するものとする。また、金融機関が行う金融業務以外の業務については、事業者ガイドラインを適用するものとする。

本別冊ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、可能な限り対応することが望まれるものである。

※　特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守することを前提としている。

別表の１―(1)表点中「第29条第３項、第32条」を「第30条第３項」に改める。

別表の１―(1)1Ｂａの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削り、同Ｂａ中「相当の」を削り、同Ｂｂの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

別表の１―(1)2ａの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削り、「第10条」の右に「、激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）」を加え、同2ｂの見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改め、「、番号法第32条」を削る。

別表の１―(2)表点及び同(2)●の見出し中「第28条」を「第29条」に改める。

別表の２―(2)●の見出し中「、第33条、第34条」を削り、同(2)●中「個人番号及び特定個人情報」を「個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報」に、「等、特定個人情報等」を「その他の特定個人情報等」に、「安全管理措置を講じなければならない」を「措置を講じなければならない」に、「安全管理措置が適切に講じられるよう」を「安全管理が図られるよう」に、「金融庁」を「個人情報保護委員会・金融庁」に改める。

別表の３―(2)表点中「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

別表の３―(2)2Ａ中「第28条、第29条第３項、第32条」を「第29条、第30条第３項」に改め、「個人データを」を削り、「利用する」を「利用される個人データが当該特定の者に提供される」に、「第23条第４項第３号」を「第23条第５項第３号」に、「第29条第３項」を「第30条第３項」に改める。

別表の３―(2)2Ｂの見出し中「第14号」を「第15号」に改め、同Ｂｄの見出し中「第10号」を「第11号」に改め、同Ｂｅの見出し中「第11号」を「第12号」に改め、同Ｂｅ中「第38条第１項」を「第35条第１項」に改め、同Ｂｆの見出し中「第12号」を「第13号」に改め、同Ｂｇの見出し中「第13号」を「第14号」に改める。

別表の３―(2)2Ｃ中「第25条」を「第28条」に、「開示の求め」を「開示の請求」に、「第26条」を「第29条」に、「訂正等の求め」を「訂正等の請求」に、「第27条」を「第30条」に、「利用停止等の求め」を「利用停止等の請求」に、「求めが行われた場合」を「請求が行われた場合」に改める。

別表の３―(3)表点中「・番号法　第20条」の次に「・個人情報保護法　第19条」を加える。

別表の３―(3)●Ｂ中「可能である」を「可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）」に改める。

別表の４表点中「第29条第３項」を「第30条第３項」に、「第27条」を「第30条」に改める。

別表の４●の見出し中「第29条第３項」を「第30条第３項」に、「第27条第２項」を「第30条第３項及び第４項」に改め、同●中「保有個人データである特定個人情報が、同条各号」を「本人は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号」に、「という理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた」を「ときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた」に、「その求め」を「当該請求」に改める。

別表の５●の見出し中「第26条、第27条」を「第27条、第28条」に改める。

別表の６本文中「必要がある」を「必要がある（番号法第30条第３項により個人情報保護法第16条第３項第３号及び第４号、第17条第２項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）」に改める。

別表の６Ａｂ中「相当の」を削る。

別表の６Ｂｂ中「電子的方式等で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

別表の６Ｃの見出し中「**確保**」を「**確保等**」に改め、同Ｃ中「最新の内容に保つ」の右に「とともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」を加える。

別表の６Ｄの見出し中「第17条」を「第17条第１項」に改める。

別表の６Ｅの見出し中「第24条」を「第27条」に、「第５条」を「第８条」に改め、同Ｅａ中「利用停止等の求め」を「利用停止等による請求」に、「第５条」を「第８条」に改める。

別表の６Ｆの見出し中「第25条」を「第28条」に、「第６条」を「第９条」に改め、同Ｆｃの見出し中「第３項」を「第４項」に改め、同Ｆｃ中「ａの本文」を「ｂの本文」に、「ａの規定」を「ａ及びｂの規定」に改め、同Ｆｃを同Ｆｄとし、同Ｆｂの見出し中「第２項」を「第３項」に改め、同Ｆｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に改め、「したとき」の右に「、又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、同Ｆｂを同Ｆｃとし、同Ｆａの見出し中「第１項」を「第２項」に改め、同Ｆａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた」を「ａの規定による請求を受けた」に、「第６条」を「第９条」に改め、同Ｆａを同Ｆｂとし、同Ｆに同Ｆａとして次のように加える。

ａ　**開示の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

別表の６Ｇの見出し中「第26条」を「第29条」に改め、同Ｇｂの見出し中「第２項」を「第３項」に改め、同Ｇｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に改め、同Ｇｂを同Ｇｃとし、同Ｇａの見出し中「第１項」を「第２項」に改め、同Ｇａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下ａ及びｂにおいて「訂正等」という。）を求められた」を「ａの規定による請求を受けた」に改め、同Ｇａを同Ｇｂとし、同Ｇに同Ｇａとして次のように加える。

ａ　**訂正等の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｇにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。

別表の６Ｈの見出し中「第27条」を「第30条」に改め、同Ｈｂの見出し中「第３項」を「第５項」に改め、同Ｈｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に、「個人情報保護法第27条第２項」を「４（第三者提供の停止に関する取扱い）」に改め、同Ｈｂを同Ｈｃとし、同Ｈａの見出し中「第１項」を「第２項」とし、同Ｈａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データが１―(1)1Ｂ（利